

事務連絡
令和5年5月2日

各市町村 保育担当課長
各市町村 放課後児童クラブ担当課長 } 様

埼玉県福祉部少子政策課長

5月8日以降の保育所等・放課後児童クラブの
新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

県の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いが5月8日から第5類に変更されることを受けて、今般、保育所等・放課後児童クラブの対応について、別添のとおり、国から通知が発出されたところです。

つきましては、別添通知を御確認いただくとともに、引き続き、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染対策の実施について、管内保育所等・放課後児童クラブに御周知いただくようお願いいたします。

記

添付資料

- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第21報）（令和5年5月2日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）
- 保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休園等になった場合の報告の廃止について（令和5年5月2日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について（令和5年5月2日付けこ成基第22号）
 - ・ 保育所における感染症対策ガイドライン一部改訂（概要）
 - ・ 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）新旧対照表
 - ・ 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）

担当：施設整備・環境指導担当
電話：048-830-3328